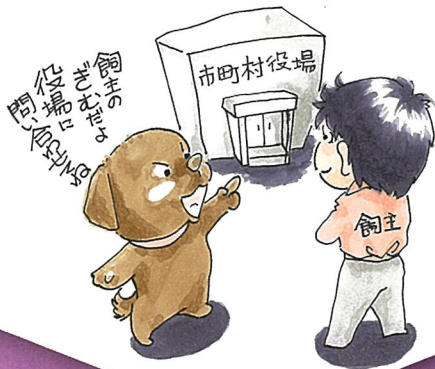


大切なワンちゃんに 市町村への登録と 狂犬病の予防接種を しましょう

※犬(生後91日以上)の所有者は、犬の登録(生涯に1回)と狂犬病の予防接種(年1回)を受けさせることが法律で義務付けられています。

やること① 登録

お住まいの地域の市町村役場へ問い合わせてワンちゃんの登録をしよう!(30日以内)



やること② 予防接種

年に1回必ず狂犬病の予防接種をしよう!
*地域の集合注射または動物病院で受けられます。



やること③ 所有者明示

①でもらった鑑札と②でもらった注射済票をワンちゃんにつけて所有者明示をしよう!



鑑札と注射済票がついていれば、
万が一の迷子にも安心だね!



動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、マイクロチップ(MC)の装着が飼い主さんの努力義務になりました。
*動物病院へご相談ください。



※万が一迷子になってしまった時は、
すぐに保健所、役場、警察署に連絡してください。

狂犬病とは

- 人を含むすべての哺乳類に感染する感染症です。
- 発症すると治療法はなく、ほぼ100%の方が死亡します。
- 今でも世界で毎年5万人以上の方が亡くなっています。
- 世界のほとんどの地域で発生し、特にアジア地域で多く発生しています。
- 台湾では、平成25年に52年ぶりに狂犬病が発生しました。
- 日本でも、令和2年にフィリピンからの来日者が発症し、死亡しました。

海外との往来が盛んになった今こそ、万一の侵入に備えた対策が重要です！



写真出典：東京都福祉保護局狂犬病リーフレット

飼い主としての責任

①登録

- 犬を飼いはじめたら、30日以内に登録しましょう。
- 登録すると、「鑑札」が交付されます。
- 引っ越したり、死亡した場合にも、届出が必要です。

②予防注射

- 毎年、4月～6月の間に、予防注射を受けさせましょう。
- 注射を受けると、「注射済票」が交付されます。
- 動物病院で注射を受けた場合は、注射済証を持って役場で手続きしてください。

③所有者明示

- 交付された「鑑札」と「注射済票」を首輪等につけましょう。
- あわせて、マイクロチップを挿入すると、災害時などに迷子になり、鑑札などを失くしてしまっても、家に帰ることができる確率が高くなります。

登録や注射を行わない、鑑札や注射済票を装着しない場合、20万円以下の罰金の対象となります。

犬の飼い方など

上田保健福祉事務所（上田保健所）
食品・生活衛生課 食品・動物衛生係
TEL：25-7153（直通）

犬の登録・狂犬病予防注射など

上田市役所 環境部 環境政策課	TEL：23-5120
丸子地域自治センター 市民サービス課	TEL：42-1216
真田地域自治センター 市民サービス課	TEL：72-0154
武石地域自治センター 市民サービス課	TEL：85-2312